

「九州伝承遺産ネットワーク」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、九州伝承遺産ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を長崎県長崎市に置く。

(目的)

第3条 本ネットワークは、地域の「伝承遺産」を町づくりや教育などに保存・活用している市民グループが連携し相互支援することにより、市民グループの発展と活性化を図ると共に、九州の貴重な「伝承遺産」群を次世代に語り継ぎ、豊かな未来を構築することを目的とする。

「伝承遺産」とは、先人の知恵や技術が注がれた、地域に残る歴史的な構造物、町並み、風習など地域の文化的な遺産で、後生に伝承すべき有形・無形の文化的な遺産のこと。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 伝承遺産に関する情報収集及び会員間の情報交換・情報の共有化に関する事業
- (2) 会員間の協力関係の構築及び連携の強化に関する事業
- (3) 「伝承遺産」の保存・活用に関する情報の収集、データベース化及び提供に関する事業
- (4) 「伝承遺産」の保存・活用の調査・研究に関する事業
- (5) 会員及びネットワークの経済的自立及び持続可能な経営方法の調査・研究・普及に関する事業
- (6) 会員企業及び本ネットワークの活動の社会的な理解を広める事業（例示：活動の社会性・社会的かちに関する指標や評価指標の検討）
- (7) 「伝承遺産」の活用による地域活性化、教育、観光振興、経済振興、学術振興に関する事業
- (8) 行政、教育・研究機関、企業等間と会員間の橋渡しに関する事業
- (9) 「伝承遺産」認定制度の創設及び運用に関する事業
- (10) 国内、海外機関との連携方策の調査・研究に関する事業
- (11) 九州を包括するストーリーの構築と観光ルートの策定に関する事業
- (12) その他ネットワークの目的を達成するために必要な事業

三か月に一度を目安として、定期的な情報提供・情報交換等を実施。なお、活動開始1年後を目途に「本ネットワーク」の活動の中間レビューを行い、3年後を目途に「本ネットワーク」の活動の継続の適否などを判断することとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会は、以下の会員の参加により発足し、ネットワークの活動と政策的な連携を行うことのできる関係団体、及び個人、学識者、企業、行政機関が「九州伝承遺産ネットワーク」の活動に参加するものとする。

- (1) 伝承遺産の保存に向けた活動をしている市民団体
- (2) 伝承遺産を含めた地域資源を活用し地域活性化を目指している団体
- (3) これらの活動に貢献することができる事業者、団体
- (4) これらの活動に関わる知見を有する学識経験者。

第6条 本会の会員は、正会員及び特別会員とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同して入会した市民活動団体とする
- (2) 特別会員は、本会の目的に賛同して入会し、活動に貢献することができる団体、個人。

(顧問)

第7条 総会の議決により、特別顧問を選任することができる。

特別顧問の会費は徴収しない。総会通知及び学術の動向の送付は行なうが議決権は付与しない。

(入会)

第8条 本会の会員になろうとする者は、会員によって推薦された者が、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第9条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の - に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会費を1年を超えて滞納したとき

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長宛に提出しなければならない。

(除名)

第12条 会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為をしたときは、理事会の議決を経て、会長が除名することができる。

第3章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員をおく。

- ・会長 1名
- ・副会長 1名
- ・理事 5名以上10名以内
- ・監事 1名

- 2 役員は、正会員の中から総会において選出する。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選によりこれを定める。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、ネットワークを代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約に定めるところにより、ネットワークの業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要あるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること

(任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、総会において議決の前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第17条 役員には、報酬及び退職金を支給しない。

- 2 役員に、費用を弁償することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合は、理事会の議決を経て、別に定めることができる。

第4章 会議

(種別及び開催)

第18条 本会の会議は、総会、理事会、及び各種委員会とする。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
- 3 理事会は、会長の必要と認めたときに開催する。
- 4 各種委員会は、会員が会長に申請し会長が認めたときに発足、開催する。

(構成)

第19条 会議の種別の構成は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、正会員をもって構成する
- (2) 理事会は、役員、また役員が必要と認めた委員会の長をもって構成する。
- (3) 委員会は、委員をもって構成する。委員会の長及び委員は会長が指名する。

(総会の議決事項)

第 20 条 総会は、規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の変更
- (4) その他会長が特に重要と認める事項

(総会の議長)

第 21 条 総会の議長は、会長をもってこれに充てる。ただし、監事の請求に基づく臨時総会を開催した場合は、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の定足数及び議決)

第 22 条 総会は、正会員の過半数の出席によって成立する。

- 2 議事は、出席会員の過半数をもってこれを決し、賛否同数のときは議長がこれを決する。

(総会の議決権の代行)

第 23 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議決権数)

第 24 条 正会員の総会における議決権は、各 1 個とする。

(理事会の構成)

第 25 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第 26 条 理事会は、この規約に定めるもののほか、ネットワークの業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(理事会の招集)

第 27 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。
- 3 理事会は、前項の規定に加え、一定の場所での会合を持たずとも、理事同報電子メールを用いて開催できる。

(理事会の議長)

第 28 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 29 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 第 27 条 3 による開催の場合には開催日当日および翌日までの理事同報電子メールによる返信をもって出席とみなし、前項に同じく理事現在数の 3 分の 2 以上の出席をもって開会とみなす。

(理事会の議決)

第 30 条 理事会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 第 27 条 3 による開催の場合の議決は、開催日の当日および翌日までの理事同報電子メールによって、理事会議決を行うことができる。その際の議決には、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第 31 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として評決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

第 5 章 事務

(事務局)

第 32 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、会長が委嘱する。

- 2 事務局に事務局員を置くことができる

第 6 章 会則の変更

(会則の変更)

第 33 条 この会則は、正会員の過半数の同意を得なければ変更できない。

第 7 章 会計年度

(会計年度)

第 34 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

- 1 この会則は、本会の総会の日から実施する。
- 2 本会の事業計画及び予算は、総会の定めるところによる。
- 3 会費に関する事項

正会員の会費は年額 5000 円とし、特別会員の会費は年額団体一口 5,000 円、個人は一口 3,000 円とする。

なお、会費は毎年度当初に支払うものとする。

(平成 18 年 5 月 22 日 制定, 施行)

(平成 20 年 5 月 11 日 一部改正)